

【資料編】

～ いじめ・ハラスメントにおける労務管理の基礎知識 ～

(P1～6)

資料 1 : 精神障害の労災補償状況

(P7)

資料 2 : 精神障害の労災認定フローチャート

(P8～10)

資料 3 : 業務による心理的負荷評価表(抜粋)・
業務以外の心理的負荷評価表

(P11)

資料 4 : パワーハラスメントに関する裁判例一覧(抜粋)

平成 25 年 10 月 16 日
社会保険労務士法人 大野事務所

表2-1 精神障害の労災補償状況

区 分		年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
精神障害	請求件数		927	1136	1181	1272	1257
	決定件数 注2		862	852	1061	1074	1217
	うち支給決定件数 注3		269	234	308	325	475
	(認定率) 注4		(31.2%)	(27.5%)	(29.0%)	(30.3%)	(39.0%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数		148	157	171	202	169
	決定件数		161	140	170	176	203
	うち支給決定件数		66	63	65	66	93
	(認定率)		(41.0%)	(45.0%)	(38.2%)	(37.5%)	(45.8%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

区 分		年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
精神障害	支給決定件数 注6		22	13	15	20	34
	うち自殺 (未遂を含む。)		11	11	7	10	15

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
 6 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。

図2-1 精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

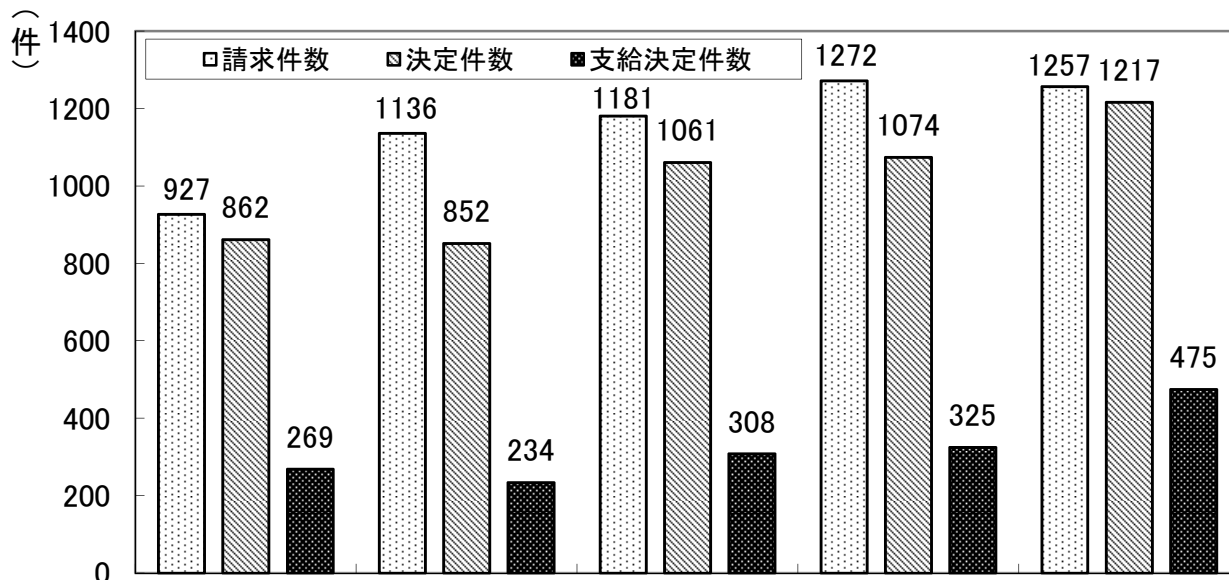


表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	平成23年度		平成24年度			
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	318	263	78	274	284	117
管理的職業従事者	48	45	21	50	51	26
事務従事者	323	272	59	342	304	101
販売従事者	167	146	40	140	154	54
サービス職業従事者	120	98	38	153	141	57
輸送・機械運転従事者	70	50	18	58	67	33
生産工程従事者	133	120	35	147	131	56
運搬・清掃・包装等従事者	37	29	12	46	41	15
建設・採掘従事者	44	39	17	29	31	11
その他の職種(上記以外の職種)	12	12	7	18	13	5
合計	1272	1074	325	1257	1217	475

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

図2-3 職種別構成比

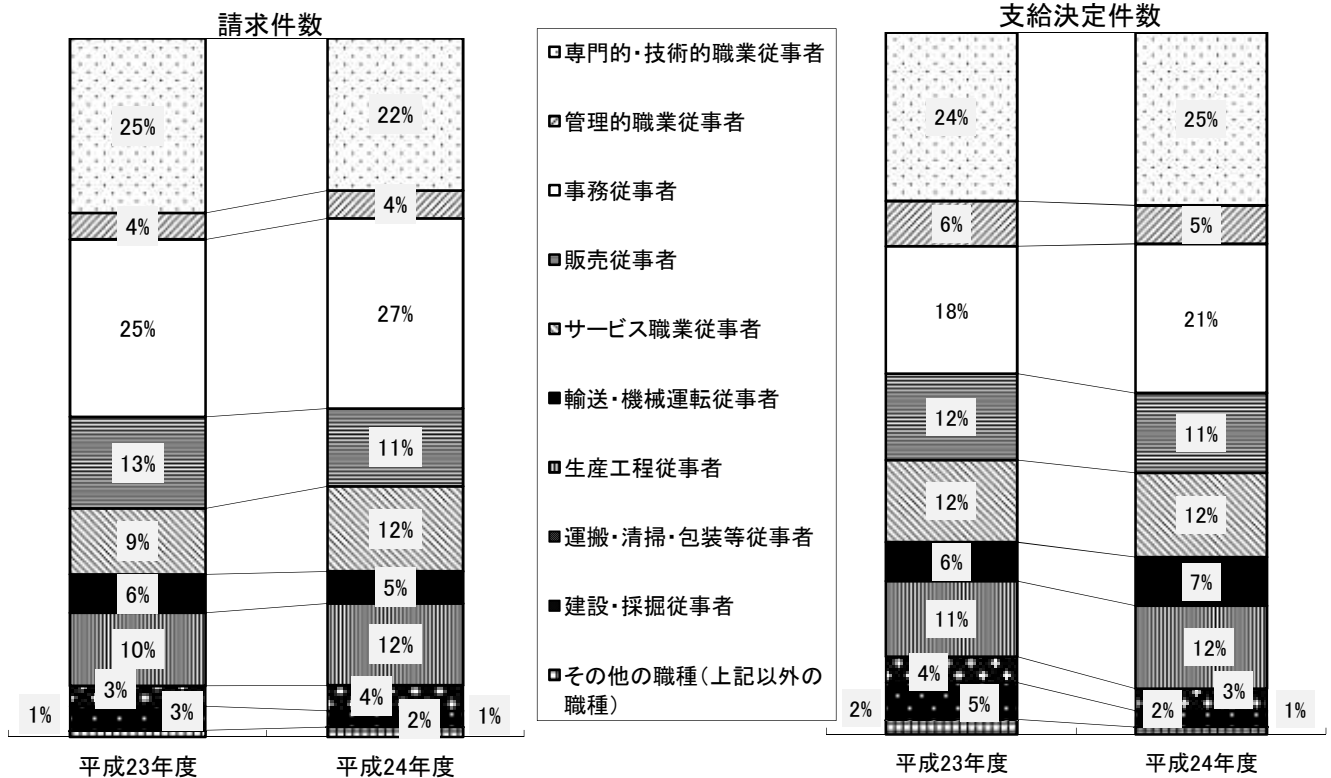


表2-6 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

区分	年度		年度	
	平成23年度	うち自殺 (未遂を含む。)	平成24年度	うち自殺 (未遂を含む。)
20 時 間 未 満	63	4	97	3
20 時 間 以 上 ~ 40 時 間 未 満	19	2	25	3
40 時 間 以 上 ~ 60 時 間 未 満	15	4	29	8
60 時 間 以 上 ~ 80 時 間 未 満	15	4	26	13
80 時 間 以 上 ~ 100 時 間 未 満	29	9	32	7
100 時 間 以 上 ~ 120 時 間 未 満	38	15	66	17
120 時 間 以 上 ~ 140 時 間 未 満	28	9	46	15
140 時 間 以 上 ~ 160 時 間 未 満	8	5	24	6
160 時 間 以 上	21	7	46	14
そ の 他	89	7	84	7
合 計	325	66	475	93

注 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

精神障害の労災認定フローチャート

① 認定基準の対象となる精神障害を発病している

② 業務による心理的負荷の評価

1 特別な出来事に該当する出来事がある場合

2 特別な出来事に該当する出来事がない場合

(1) 「出来事」の平均的な心理的負荷の強度の判定 : (I 、 II 、 III)

(2) 出来事ごとの心理的負荷の総合評価 : (弱 、 中 、 強)

(3) 出来事が複数ある場合の心理的負荷の強度の全体評価 : (弱 、 中 、 強)

弱

中

強

労災にはなりません

別表2

③-1 業務以外の心理的負荷の評価

強度Ⅲに該当する出来事が認められない

強度Ⅲに該当する出来事が認められる

かつ

または

③-2 個体側要因の評価

個体側要因がない

個体側要因がある

労災認定

業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したのかを判断

労災認定

自殺

精神障害によって、正常な認識や行為選択能力、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で行われたもの

労災にはなりません

